

【海外出張】

国連開発計画 (UNDP) 年次総会への出席

国際協力部副部長
伊藤 浩之
国際協力部教官
東尾 和幸

第1 はじめに

平成29年6月12日から同月15日まで、アメリカ合衆国ニューヨークにおいて、国連開発計画(UNDP¹)の「法の支配」に関する年次総会が開催された。当部は、平成28年度に引き続き、年次総会に教官らを派遣することとし、当職ら及び遠藤裕貴国際協力専門官が出席した。

UNDPは、途上国に対する開発援助等を実施する国連機関であり、貧困の削減、民主的ガバナンスの確立、平和構築等を重点分野として活動している。今年度の法の支配に関する年次総会は、内戦等の紛争の影響を受けたアフリカや中東の国々に対する法の支配の確立へ向けた支援の内容の紹介や、今後の支援の在り方を議論するものとして開催された。当部も、法制度整備支援活動を通じて、アジア諸国における法の支配の確立、グッドガバナンス構築の支援をしており、UNDP法の支配チームとはかねて交流がある。最近では、第16回法整備支援連絡会(平成26年度)において、UNDP法の支配チームのチームリーダー(当時)が、パネリストとして出席した。

また、UNDPは、同じ開発援助機関として、独立行政法人国際協力機構(JICA)とも協力関係にある。特に、法の支配の分野において、JICAとUNDPは、平成28年12月、ニューヨークにおいて、法遵守の文化(Culture of Lawfulness)に関するシンポジウムを共同で開催した²。今回の年次総会には、当職らとともに、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループの担当者も出席しており、出張期間中、UNDP法の支配チームやUNDP対外関係・アドボカシー局ジャパン・ユニットへの訪問なども行った。

第2 年次総会の概要

年次総会は、4日間にわたり、セッション1からセッション6まであり、うちクローズドであったセッション5を除くセッションに参加した。

1 セッション1 (6月12日)³

不処罰(impunity)への取組を題材として、パネルディスカッションが催され、パネリストは、グアテマラ、中央アフリカ、ボスニア・ヘルツェゴビナの捜査機関関係者であつ

¹ United Nations Development Programme

² 法務省も同シンポジウムに協力し、幹部がパネリストとして登壇するなどした。

³ セッション1は、International Peace Instituteとの共催であった。

た。不処罰とは、罪を犯した者が処罰されないままであることをいい、内戦等の紛争中に罪を犯した者がその後政府高官になり、処罰を免れる事態が典型的である。法の支配を実現するためには、不処罰の問題に取り組む必要があるものの、国内の政治状況や捜査機関の能力といった問題から、多大な困難が伴うなどと指摘されていた。

2 セッション2（6月13日）

終日、小規模の国別報告が実施された。主として、現地において支援に従事している複数の国連機関関係者が報告をした。報告の対象国は、マリ、ソマリア、リビア・イエメン、イラク、ブルキナファソ、中央アフリカ、シリアであった。

各国に共通の課題として、司法アクセス(access to justice)の充実、不処罰への対応、刑務所等矯正施設の運営改善などが指摘されていた。また、紛争影響国における支援には、UNDP、DPKO⁴、UNODC⁵、OHCHR⁶、UN Women、といった複数の国連機関が関与しているところ、これら国連機関間の協調と連携を図り、より効果的な支援を実現するため、各機関連携のための組織として Global Focal Point (GFP) for Police, Justice and Corrections を創設し、各機関協同して支援に当たっていることの紹介があった。GFP においては、UNDP と DPKO が調整の中心的役割を担っているとのことである。

3 セッション3（6月14日）

セッション3は、国連本部ビル内において実施された本会議であり、二つのパネルディスカッションが中心であった。

いずれのパネルディスカッションも、法の支配に関するグローバルプログラム(Global Programme on Strengthening the Rule of Law and Human Rights for Sustaining Peace and Fostering Development)フェイズ3(2016-2020)及びGFPに関する支援実施体制、進捗状況の報告、課題の共有等が中心であった。

最初のパネルディスカッションのモデレーターは、国連オランダ政府代表部次席代表であり、パネリストは、支援対象国（中央アフリカ、ソマリア、セルビア、ケニア）の関係者であった。

次のパネルディスカッションのモデレーターは、国連オーストラリア政府代表部次席代表であり、パネリストは、UNDP 事務次長補・総裁補・政策・プログラム局長、DPKO 法の支配・保安機構事務所担当事務次長補 及び UNDP ブルキナファソ常駐代表（メッセージ代読）であった。

両パネルディスカッションの終了後、加盟国によるステートメントがあり、ミャンマー、スイス、中国、日本(JICA)、キューバ、アメリカ、スリランカ、フィンランド、ハイチ、スウェーデン、ギニア、オランダの順にフロアから発言があった。

モデレーターの人選やステートメントの順序から、オランダ、北欧諸国、アメリカが、法の支配に関するグローバルプログラムに積極的に関与していることが分かる。実際、

⁴ Department of Peacekeeping Operations

⁵ United Nations Office on Drugs and Crime

⁶ Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights

クローズドで開催されたセッション5は、UNDP とオランダの共催であり、国連オランダ政府代表部において開催された。



【本会議の様子】

4 セッション4（6月14日）

法の支配に係るグローバルプログラムの評価に関するワークショップが開催された。このワークショップは、グローバルプログラムの評価方法や評価基準について、参加者の中で自由に意見交換をするという趣旨で開催されたものである。出席者は、法の支配に関する支援の評価は難しいという共通理解があった。その上で、意見交換の際には、次のような意見が述べられた。

- ・ 各国における活動の評価を集積することによってグローバルプログラムの評価となるのか、そうではなく、グローバルプログラムそれ自体を評価すべきなのか検討する必要がある。
- ・ 複数の国連機関の活動とグローバルプログラムとしての評価との結びつけが難しい。
- ・ 国連の複数機関が支援に関与しているため、評価のための調査も複数あり現場に負担が掛かっている。
- ・ 支援対象国においては、正確なデータの入手が困難である。

5 セッション6（6月15日）

セッション6は、Japan Society という建物において、シンポジウム形式で行われた。“Symposium on The Rule of Law and Sustaining Peace” というタイトルの下、4つの小セッションに分かれており、前半の2つの小セッションは、The “What” という観点から、優先課題や重点分野について、後半の2つのセッションは、The “How” という観点から、国連等国際的なパートナーとして、どのような協力ができるかに関して議論が行われた（旅程の関係で、小セッション4は欠席）。

小セッション1においては、UNDP・バンコク地域ハブのプログラムアドバイザー

Nicholas Booth 氏⁷がモデレーターとなり、移行期正義がどのように人権・平和維持に貢献できるかをテーマに、コロンビア司法省や OHCHR 等からのパネリストによる報告が行われた。左翼ゲリラとの長年の内戦が続いたコロンビアの例では、被害者中心の和平プロセスというアイデアなどについて報告していた。

小セッション2においては、司法・治安サービスの増進として、DPKO や UNDP・アフリカ地域ハブ等からのパネリストが報告をしており、中央アフリカにおける特別刑事法廷やアフガニスタンにおける高官を含めた汚職の訴追等の活動例が紹介されていた。

小セッション3においては、どのような政治的・文化的要素が、法の支配定着に必要な行動の変化に影響を与えるか、といった点などについて議論されており、冒頭部分で、昨年12月に JICA が UNDP と共催した法遵守の文化(Culture of Lawfulness)に関するシンポジウム(前記第1)も紹介されていた。国連イタリア政府代表部や UNDP・アフリカ地域部等からのパネリストが報告を行っており、イタリアは、法遵守の文化は、犯罪防止のみによるのではなく、法遵守の文化の価値を社会で共有し、コンセンサスを得ることの重要性を強調しており、「透明性」及び「市民教育」をキーワードに、法的文書への市民によるアクセス向上に向けたイタリアの取組や若者・女性を中心とした市民教育等を紹介していた。

第3 おわりに

今回の年次総会で主として取り上げられていた地域はアフリカや中東であり、その中でも、内戦等の紛争の影響が強く残る地域に焦点が当てられていた。これに対し、法務省の実施する法制度整備支援活動はアジアを対象としており、UNDP の対象とする地域と比較すると政情も安定している。この度、紛争影響国における支援活動の在り方に触れることができ、非常に興味深く感じた。

法務省・JICA による法制度整備支援活動と、UNDP を始めとする国連機関の法の支配分野における支援活動は、法の支配の確立、グッドガバナンスの構築に資するという意味で共通しており、これらの機関と協調し、情報共有を図ることは、より充実した支援を実現するために有意義であるといえる。引き続き、国内外の関係機関との関係構築に努める必要があると考えられる。

⁷ 第10回法整備支援連絡会(平成20年度)にパネリストとして参加した。